

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ: 清算手続きにおける簡易登記抹消制度についての 2021 年 7 月通知とその概要

中国における事業撤退については、煩雑な手続きなど、困難であるというイメージを持たれる方も多いと思います。法人の清算を完了するためには税務登記抹消やその他部門での登記抹消を行った後に工商管理業務を管轄する市場監督管理部門の登記抹消を行うことになりますが、特に、税務登記抹消に先立つ税務調査などが難関となるケースがありました。しかし、清算手続きについては年々手続きが簡素化されてきています。

1. 簡易登記抹消制度による清算手続きの簡素化

中国政府が 2010 年代後半から推し進めている「放管服(行政簡素化と権限委譲、権限委譲と管理の両立、サービスの向上」に歩調を合わせ、企業の清算に係る手続きについても関連する通知等が数回にわたり公布され、簡素化されてきています。 2018 年には納税信用等級が A 級もしくは B 級などの条件に当てはまる企業に限り、法人の簡易登記抹消制度における税務登記抹消時に承諾書を出せば、税務機関より直ちに税務清算証明を取得できることになりました。

さらに、2021年7月には市場監督管理総局、国家税務総局から「簡易登記抹消の更なる最適化と中小零細企業の市場からの退出の利便化に関する通知」(国市監注発 [2021] 45号、以下「通知」)が公布され、納税信用等級に関わらず簡易登記抹消手続きができるなどの適用対象の拡大、プロセスの短縮などが図られました。

2. 具体的な適用対象とプロセス

段階的にその適用対象を拡大してきた簡易登記抹消制度のポイントは次の通りです。

① 適用対象の拡大

通知第一条では、上場企業を除くほとんどの企業がこの制度を活用可能としています。債権債務を清算済みで、かつ下記の条件を満たす企業が市場監督部門に対し、簡易登記抹消を申請することができます。

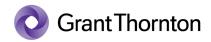
- ・未払費用、従業員の賃金、社会保険料、法定補償金、未払税金(滞納金、罰金)等の債権債務が存在しないことを全投資者が承諾する「承諾書」を作成すること。
- ・簡易登記抹消の申請に先立ち、税務登記抹消と納税が完了していること。 なお、この「承諾書」に関する規定からすると、登記抹消後に簿外債務が見つかった場合には、投資者 である親会社に責任を及ぶ可能性に留意する必要があります。
- ② 簡易登記抹消の実施

通知第二条では、実行プロセスを記載しています。

- ・登記抹消プラットフォームを通じて税務部門は市場監督部門より情報を受け取る。
- ・税務部門は発票発行の抹消手続きを完了しており未納税金が無い会社等に対しては登記抹消に異議を唱えない。
- ③ 簡易登記抹消の公示期間の短縮

通知第三条では、公示期間の短縮などが行われました。

- ・公示期間をこれまでの45日間から20日間に短縮する。
- ・新聞公告に替わり、登記抹消プラットフォームを通じて公示することができる。
- ・対象企業は公示期間満了日から 20 日以内または実際の状況に応じて 30 日以内に、市場監督管理部門に抹消を申請する
- ・企業は公示後においては、登記抹消に関する財産処分等を除き生産経営活動を行うことはできない。



④ 簡易登記抹消の実施

通知第四条では、申請した際に誤りがあったとしても、これを修正すれば再度公示することなしに手続きを進められるフォールト・トレランスの制度(中国語では「容錯機制」)が新たに採り入れられました。 具体的には、対象企業が「経営異常」、「持分の凍結、抵当また動産抵当されている」、「支店などの非法人機構の抹消が未完了」などの状態である場合でも、簡易登記抹消の公示を中止せず、これらの状態が解消してから再び申請すれば手続きを進めることが可能です。また、「承諾書」の記載内容がルール通りでない場合、市場監督管理部門は対象企業が修正した後に申請を受理するので、再び公示する必要はありません。

(5) 登記抹消プラットフォームの機能強化

通知第五条では、登記抹消プラットフォームの機能強化により、登記抹消のすべての手続きをこのプラットフォームで管理できるとされています。例えば、「承諾書」はプラットフォーム上で自動生成され、法人や外国人以外は電子サインが可能となっています。また、企業は郵送で営業許可証返還が可能であり、紛失の場合、国家企業信用情報公示システムで証書の失効を公示することができます。

お見逃しなく!

中国政府は手続きの簡素化を進める一方で、企業がこの簡易登記抹消制度を悪用した場合、登記抹消を取り消すとともに、その企業を厳重違法企業として国家企業信用情報システムで公表するなどして、法律上の責任を逃れることは許さないとしています。そしてその責任追及は親会社に及ぶリスクがあります。

日系企業の場合、意図的にコンプライアンス違反を行っていることは少ないと思われますが、中国での法令や制度の改定に対応できていなかったり、子会社内での不正が撤退時のトラブルとなったりするケースも散見されます。外部専門家の活用なども含め、社内体制を確認することが平時においても撤退検討期においても有効な方法と思われます。